

高知県商工団体連合会 NO.1043(54-37)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

集まって話し合い、納得申告・仲間増やしを

■2023年 春の運動 (仲間増やし)

2/26 現在	大				成果 会員
	読者	会員	共済	青年	
安芸	4	2	3	0	4
香美郡	16	3	3	0	11
南国	13	1	3	1	6
高知	19	7	8	4	12
仁淀川	5	1	0	0	3
須崎	3	0	0	0	3
中村	4	1	2	0	2
計	64	15	19	5	41

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

統一行動に10人参加
2月18日(土)、午前と午

① 成果会員100人をめざす。現在の2.5倍が必要。
② 読者を180人拡大し3月末増勢をめざす。
③ 運動推進ニュースを3月上旬に発行し、今までの役員・会員に送付する。
④ 全民商が3月4日(土)・5日(日)、拡大統一行動に取り組もう。
⑤ 3月後半に取り組む会外向け「インボイス対策学習会」(下記参照)に役員も積極的に参加し、拡大に活かす。

県連拡大推進委員会

成果会員100人を

2月24日、県連拡大推進委員会を開催。春の運動状況・到達を交流し次の点を確認しました。

後に拡大行動に取り組み、10人が参加しました。加藤拡大推進委員長は読者を1人増やして参加。小松君は知り合いにすすめて読者1人拡大。加藤理事も、電話で読者拡大と出足よく増えていきまし

た。圧巻は理事の森川さん。事前の予告通り読者4人拡大！勢いをつけてくれました。その後も、山崎会長が1人、田中副会長が2人、安丸理事が1人、片岡次長が1人の読者を拡大。宣伝カーを聞いて相談に訪れた方が入会するなど、読者13人、会員1人と、久しぶりの二けた拡大となりました。

お昼には、加藤推進委員長が、これまた久しぶりに“猪汁”を炊いて参加者をあつたかくもてなしました。次回は、3月4日(土)です。ぜひ仲間増やしの運動にご協力ください！
(2/27香美郡民商会報)

安芸民商

会員が2人増えました

農業会員が、農業を始めた婿さんと一緒に仕上会に参加。初の申告で入会しました。共済にも同時加入。「今年はチラシが入っていませんでした」と農家の方が申告要求で入会(今年インボイスチラシだったので目に留まらなかったのかも)。共済にも同時加入しました。

四国4県拡大競争

「互いに励ましあおう」と、四国4県連・27民商で3月末を期日に拡大競争に取り組んでいます。

【高知の各民商の成績】

○読者の部
南国2位、仁淀川3位
高知県連2位

○会員の部
安芸1位、仁淀川6位
高知県連2位

○共済の部
安芸1位、南国4位
高知県連1位

○婦人の部
南国3位、高知4位
高知県連2位

○青年の部
高知5位 高知県連4位

会外向け インボイス学習会チラシ

3/6高知新聞に



2月に続いて、3月18日から全民商が会外向け「インボイス対策学習会」を開催します。会員も参加できます。

3月6日の高知新聞に折り込みます(幡多地域以外)。会員のみならず、知人・友人・取引先の方々に参加を呼びかけてください。

税務相談停止命令制度とのたたかい②

浦野広明税理士 (元立正大学法学部教授)

岸田内閣は安全保障3文書と税制改正大綱を閣議決定しました。3文書というのは、歴代政権が違憲としてきた敵基地に対する先制攻撃を行うことができるという内容になっています。

税制改正大綱では2027年度まで毎年、所得税、法人税、たばこ税の増税で1兆円強の軍拡財源を確保する。所得税については税率1%を上乗せし、東日本大震災の復興特別税は1%下げ、2037年までの25年間だったものを延長すると言っています。防衛予算については大変な増税を行うわけで、従来GDPの1%枠が行われてきましたが、それをはるかに超えるような予算を組む。そうすると財源をどうするか。はつきり言っていないんですが、結局は今の政治が続く限りは、庶民増税、特に今は消費税が税収の一番になっているので、消費税増税その他、社会保障の切り捨て等で財源を作っていく。庶民にとっては全くプラスになりません。

元文科省官僚の前川喜平さんは、「安倍、菅、岸田政権と続くこの10年の政治は、日本国民が見舞われた最悪の凶事だ」と指摘しています。さらにこの最悪の凶事を進めるといのが、岸田政権が言っていることですので、どうしてもそれに反対する勢力を抑えなければいけないということになります。

世界において日本の役割は非常に大きい。核保有国が核禁止を求めると世界諸国に経済的圧力をかけていますが、相手方に攻撃を思いとどまらせる手段は防衛力の増強、核の傘ではなく、外交や経済関係の強化によって国と国が信頼しあう以外にありません。憲法前文では「日本国民が平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、我らの安全と生存を保持しよう」と決意した。さらに「全世界の国民が平和のうち生存する権利を有する」、いわゆる「平和的生存権」を確認しています。このことこそが国民の誇りなのです。

こういうことを投げ捨てることに対して、私たちは黙っているわけにはいかない。だから声を上げるわけです。この「停止命令」は、条文を見ても非常に抽象的な書き方で誰にでも当てはまるような書き方になっていきます。これが適用された場合に、どういう危害が生ずるかということを知っている国民が重要かと思えます。現在この税務相談を行っているのは税理士以外では国が認める者として、地方公共団体の職員だとか公益社団・財団法人の従事者だとか市、農協、漁協、事業協同組合、商工会、いわゆる官制団体については臨時的に税理士業務を行ってもいいことになっています。

(つづく)